

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療被保険者証の更新

今お持ちの被保険者証(ピンク色)は、平成21年7月31日までの有効期限となっています。新しい被保険者証(草色)は、7月中旬に簡易書留でお送りしますので8月以降ご使用ください。

今お持ちの被保険者証(ピンク色)は、7月31日までご使用いただき、その後は、裁断等をして廃棄してください。



このような被保険者証(草色)が届きますので、住所・氏名・性別・生年月日を確認してください。お尋ねなどある場合はご連絡ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成21年7月31日までになっています。現在、認定証をお持ちの方には、新しい認定証を7月中旬に郵送します。なお、認定証は、被保険者証と別に郵送します。



後期高齢者医療制度の保険料軽減措置

平成21年度においては、従来の保険料軽減措置(均等割の7割、5割2割軽減)に加え、以下の軽減措置を行います。

■均等割

①均等割が本来7割軽減の方については、平成21年度は8.5割軽減となります。

②①の対象の方で、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合は9割軽減となります。

■所得割

所得割を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得金額等)が58万円以下の方(年金収入のみの場合の例としては、年金収入153万円から211万円までの被保険者)については、5割軽減となります。

■被用者保険の被扶養者の軽減措置

制度加入前、被用者保険の被扶養者であった方については、平成21年度は均等割が9割軽減となります。

年金収入のみの場合の軽減イメージ

夫婦世帯の例

(妻の年金収入80万円以下の場合)



（所得割） 応能分
（被保険者均等割） 応益分

問

佐賀県後期高齢者医療広域連合

☎0954-64-8476

武雄市役所くらし部健康課

☎23-9135



担当:飯田